

キ 県条例（第15条）に係る特定施設及び、規制基準並びに管理基準

① ばい煙に係る規制基準（規則第9条 別表第2、第4）

番号	ばい煙発生施設		規制基準
1	金属の精錬又は 鑄造の用に供する 溶解炉	火格子面積0.5～1.0未満 羽口面断面積0.2～0.5未満 バーナーの燃焼能力（重油換算） 20～50ℓ/h未満 変圧器の定格出力120～200KVA未満	いおう酸化物の排出基準K値＝14.5 ばいじん 0.4g/N m <sup>3</sup>
2	金属製品の製造の 用に供する表面処 理施設又は排出ガ ス処理施設 （塩酸を使用する ものに限る。）	塩酸を塩素換算した処理能力が10kg/h 以上	塩化水素80mg/N m <sup>3</sup>
3	金属表面の付着油 の処理施設	バーナーの燃焼能力（重油換算）が5ℓ /h以上	いおう酸化物の排出基準K値＝14.5 ばいじん 0.4g/N m <sup>3</sup>

② 粉じんに係る管理基準（規則第9条 別表第3、第5）

番号	粉じん発生施設		管理基準	
1	木材及び木製品製 造業の用に供する	帯のこ盤 丸のこ盤 かな盤 碎木盤 チップ	次の各号の一に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建 築物内に設置されていること。 2. 防じんカバーでおおわれている こと。 3. フード及び集じん機が設置され ていること。 4. 散水設備によって散水が行われ ていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有す る措置が講じられていること。	
2	黒鉛製品の製造の 用に供する	原料混和施設 加工施設		全ての施設
3	繊維製品の製造の 用に供する	動力打綿機 動力混打綿機		全ての施設